

3. 診療スタッフ

(1) 診療要員の配置状況

当病院の診療は、大学院医学系研究科に所属する臨床系講座の教育職員及び医学部附属病院に所属する教育職員、また、医学部附属病院に所属する医員、医員（研修医）等により行われている。

教育職員については、他大学病院と同様、教授・准教授・講師・助教により診療が行われているが、平成17年度からは診療に携わる助教について、「臨床講師」という呼称を与えた（病院長発令による）。これは、講師相当の経験年数を有する助手に対し、講師格付けの給与を支給することによって、当病院の診療業務に、より意欲を持って携わることが出来るよう措置されたものである。

また、平成17年度から、医員については本院の業績を踏まえ、診療業務に対する評価と人材の確保のため、約40%給与をアップし、医員（研修医）については、民間病院等との給与等の格差を是正するため、月額30万円を確保するための諸手当等を含めた給与の支給を実施した。

平成20年度診療スタッフの配置状況については下記のとおりである。

| 診療科名 | 研究科所属教員人数 | 病院所属教員人数 | 寄附講座所属人数 | 医員 | 医員(研修医) | 合計 |
|-------------|-----------|----------|----------|----|---------|----|
| 第1内科 | 5 | 2 | | 12 | | 19 |
| 第2内科 | 4 | 4 | | 12 | | 20 |
| 第3内科 | 3 | 2 | | 2 | | 7 |
| 神経内科・老年科 | 4 | 1 | | 1 | | 6 |
| 総合内科 | 3 | | 1 | 6 | | 10 |
| 第1外科 | 2 | 4 | | 4 | | 10 |
| 第2外科 | 3 | 3 | 1 | 5 | | 12 |
| 産科婦人科 | 1 | 5 | | 5 | | 11 |
| 整形外科 | 3 | 4 | 3 | 9 | | 19 |
| 脳神経外科 | 3 | 2 | | 7 | | 12 |
| 眼科 | 3 | 3 | | 6 | | 12 |
| 耳鼻咽喉科 | 3 | 5 | | 4 | | 12 |
| 皮膚科 | 4 | 4 | | 6 | | 14 |
| 泌尿器科 | 3 | 4 | | 7 | | 14 |
| 精神神経科 | 3 | 5 | | 1 | | 9 |
| 小児科 | 3 | 4 | | 8 | | 15 |
| 放射線科 | 3 | 4 | | 5 | | 12 |
| 麻酔科蘇生科 | 4 | 5 | | 8 | | 17 |
| 歯科口腔外科 | 3 | 5 | | 2 | 4 | 14 |
| 検査部 | 1 | 2 | | | | 3 |
| 放射線部 | | 2 | | | | 2 |
| 輸血部 | | 1 | | | | 1 |
| 手術部 | | 2 | | | | 2 |
| 医療情報部 | 1 | 1 | | | | 2 |
| 材料部 | | 1 | | | | 1 |
| 病理部 | 1 | 1 | | | | 2 |
| 光学医療診療部 | | 2 | | | | 2 |
| 高次救命治療センター | 3 | 7 | | 14 | | 24 |
| 医療連携センター | | 1 | | | | 1 |
| 生体支援センター | | 4 | | | | 4 |
| 肝疾患診療支援センター | | 2 | | | | 2 |
| 卒後臨床研修センター | | 1 | | | 18 | 19 |

| 診療科名 | 研究科所属教員人数 | 病院所属教員人数 | 寄附講座所属人数 | 医員 | 医員(研修医) | 合計 |
|---------|-----------|----------|----------|-----|---------|-----|
| 医療安全管理室 | | 1 | | | | 1 |
| 合計 | 66 | 94 | 5 | 124 | 22 | 311 |

(2) 診療支援要員の配置状況

平成 17 年度から診療放射線技師・作業療法士、理学療法士・臨床工学技師等を増員することにより、患者サービス・診療機能のより一層の向上、診療報酬の増額による病院運営の発展に寄与したこととなった。

また、平成 18 年 1 月から医療情報部の機能を見直し、医療情報部副部長に新たに電子診療録担当の病院長補佐を命じ、また、管理課に医療情報室を設けることによって、電子カルテシステムの操作性の向上や診療報酬との連携、クリニカルパスの導入等、病院運営の根幹をなすものとしてその機能の拡充を図った。

(3) 看護要員の配置状況

平成 16 年度から雇用形態を任期付職員として採用することによって、病院機能に沿った看護職を採用できている。また、本院の基本理念を果たすため、他の医療メンバーと協働しながら患者中心の看護活動を行うことにより、地域社会に貢献することを使命としている。

現在、看護師、助産師、看護助手を合わせて約 500 人体制で日々看護業務に励んでいるが、任期付職員については 3 年を限度としており、退職者の発生により、順次任期のない職員とすることによって、より良い人材を確保することが可能となっている。

4. 先進医療

(1) 先進医療

| 先進医療名 | 該当診療科 | 料金 | 承認年月日 |
|---------------------------------|---------------|------------------------------------|-----------------|
| 顎頬面補綴 (旧高度先進) | 歯科口腔外科 | 1 級 : 104,380 円 2 級 : 149,450 円 | 平成 12 年 9 月 1 日 |
| インプラント義歯 | 歯科口腔外科 | 238,400 円 | 平成 19 年 2 月 1 日 |
| 超音波骨折治療法 | 整形外科 | 132,800 円 | 平成 19 年 2 月 1 日 |
| 悪性黒色腫又は乳癌におけるセンチネルリンパ節の同定と転移の検索 | 第 2 外科 皮膚科 | 97,000 円 | 平成 20 年 1 月 1 日 |

(2) 先進医療技術の開発導入

各診療科が有する臨床研究成果を把握するため、平成 19 年 7 ~ 8 月に診療科別に病院長ヒアリングを実施した。このヒアリングにおいて、各診療科の取り組みあるいは取り組もうとする先端医療について、調査表を基に病院長、副病院長等運営組織による意見聴取を行った。

ヒアリングの結果を基に、各診療科が今後導入を希望する先進医療技術について、病院長主導による開発導入経費を配分した。

平成 19 年度

| | | |
|--------------|-----|-----------|
| 先進医療の開発経費 | 2 件 | 12,100 千円 |
| 特色ある診療の開発・導入 | 3 件 | 24,900 千円 |

5. 地域医療の取り組み

(1) 地域医療の確保

地域医療の確保として、①岐阜地域の医師不足を緩和し、適正配置するには勤務医の絶対数が必要であること。②特に、これまで地域の医師養成を担ってきた大学（医局）関連医師プールの確保が必須であること。③また、高度先進医療を提供し、その能力を備えた医師を育成する大学病院後期研修医師の確保が必要であること。の3点を踏まえ、医師不足に対する当病院の取組みとして、「岐阜方式による新たな後期研修医師養成システム」（病院長直属医員制度）を導入することにより、医局への入局を敬遠する初期卒後臨床研修修了医を後期研修医として採用することとした。

「岐阜方式による新たな後期研修医師養成システム」については、岐阜地区3病院（岐阜大学病院、県立岐阜病院、岐阜市民病院）が共同で運用する後期臨床研修医募集要項を平成18年度から実施し、数年後には岐阜大学関連病院専門医紹介システムとして発展させ、病院長直属専門医と関連病院の就職マッチングを担うNPO法人の設置など、岐阜県下の医師不足を解消する一方策とすることを検討している。

(2) 難病医療拠点病院の指定

県内の基幹病院及び一般協力病院からの要請に応じて、主に特に高度の医療を要する難病患者の受け入れを行うとともに、基幹病院に対して、難病医療に係る情報の提供及び相談に応じる役割を担う「難病医療拠点病院」として、平成17年9月に岐阜県から指定を受けた。岐阜県は、平成18年度から「岐阜県難病医療連絡協議会事業」を当病院へ業務委託することとした。

(3) 都道府県がん診療連携拠点病院の指定

質の高い専門的ながん診療や地域の医療機関と連携した医療の提供等を実施するとともに、専門的ながん医療を行う医師・薬剤師・看護師等を対象とした研修の実施や地域がん診療連携拠点病院等に対する情報提供、症例相談、診療支援を行うなど、県のがん診療機能の中心的役割を担っていくことを目的に、平成18年8月に「都道府県がん診療連携拠点病院」として、厚生労働省から指定を受けた。

(4) エイズ中核拠点病院の選定

エイズ治療の中核拠点病院として、平成19年3月に「エイズ治療中核拠点病院」として、岐阜県から選定を受けた。

(5) 肝疾患診療連携拠点病院の選定

県内における肝疾患診療ネットワークの中心的な役割を果たすため、平成19年11月に「肝疾患診療連携拠点病院」として、岐阜県から選定を受けた。

(6) 岐阜県予防接種センターの機能

岐阜県から、平成20年4月に県内における予防接種センター機能を有する医療機関として本院が選定された。

(7) 三次周産期医療ネットワーク岐阜県予防接種センターの機能

平成20年4月に岐阜県周産期医療ネットワーク事業に参画し、「周産期医療支援病院」として参画することとなった。

(8) 臓器提供連絡調整員の配置

県内の病院が日常的に臓器提供に関する情報を集めたり、所属する施設の職員に対して臓器移植についての普及・啓発及び臓器提供があつた際に臓器移植コーディネーターと緊密な連携を持って患者家族等を支援するなど、臓器移植に関する事業の推進を図るための役割を担う臓器提供連絡調整員として、岐阜県から本院職員3名が委嘱された。

6. 卒後臨床研修の状況

卒後臨床研修センターは、卒後臨床研修の必修化に伴い、平成14年5月に設置された。

平成20年10月には、規程を一部改正し、後期研修医のキャリア形成支援センターとしての機能を持たせた。

(1) 初期臨床研修

岐阜大学病院プログラムの特徴

- ・未来型病院であるインテリジェントホスピタル（日本で1番先進的IT病院）において、最新の情報システムの医療活用をマスターさせ、新時代を担う医師を養成する。
- ・医局の枠に縛られず、研修センター所属で「病院全体の研修医」として指導する。将来、基幹学会の認定医・専門医申請に対応できるよう疾患群・手術例・剖検例を研修センターが適正な症例配分を行う。
- ・2年一貫大学病院で研修する「単独コース」と、大学病院と協力型病院の2施設で研修する「たすきがけコース」があり、コース選択は柔軟的である。
- ・高次救命治療センターは、救急指導医と救急専門医を含めた専従医師が約30名おり、診療科の壁を取り払った総合的な高度救急研修が可能である。
- ・多様な研修ニーズに対応できる、大学病院の特色（各種医療センター）を活かしたオーダーメイド研修である（幅広い診療科と豊富な専門プログラムからのメニュー選択）。
- ・大学病院が豊富な教育資源を持っていることから、現行の研修プログラムを弾力化し、研修分野や研修期間を見直すことが可能かどうかについての基礎資料を得るためにモデル事業が募集され、本院では外科に特化したプログラム（（特別コース）岐阜大学病院外科研修プログラム）を作成し、平成21年4月から研修を開始することとなった。

平成21年度岐阜大学病院卒後臨床研修プログラム

1. プログラムの募集定員

| プログラム名 | 募集定員 | 摘要 |
|-----------------------------|-------|---------------------------------------|
| 岐阜大学病院プログラム | 37名 | |
| コース1 | (14名) | 岐阜大学医学部附属病院 2年一貫研修 |
| コース2 | (10名) | 1年目岐阜大学医学部附属病院 2年目協力型臨床研修病院から選択 |
| コース3 | (10名) | 1年目協力型臨床研修病院から選択 2年目岐阜大学医学部附属病院 |
| (特別コース) 岐阜大学 病院外科研修プログラム | 3名 | 1年目大学病院、協力型病院 2年目大学病院、協力型病院(6ヶ月以内) |
| 合計 | 37名 | |

研修スケジュール

1. 岐阜大学病院プログラム

○コース、コース2

1年目の研修ローテーション [岐阜大学病院]

| | |
|---------------------------|----------------|
| 3ヶ月 | 9ヶ月 |
| 高次救命治療センター・ 麻酔科リンクシステム | 内科選択・外科リンクシステム |

2年目の研修ローテーション [コース1：岐阜大学病院、コース2：協力型病院]

| 2～3ヶ月 | 1ヶ月 | 2ヶ月 | 1ヶ月 | 5～6ヶ月 |
|-------|-----|------|---------|-------|
| 小児科 | 精神科 | 産婦人科 | 地域保健・医療 | 選択科目 |

○コース3

1年目の研修ローテーション [協力型病院]

| | |
|-----|--------------|
| 6ヶ月 | 6ヶ月 |
| 内科 | 外科(救急・麻酔を含む) |

2年目の研修ローテーション [岐阜大学病院]

| 2～3ヶ月 | 1ヶ月 | 2ヶ月 | 1ヶ月 | 5～6ヶ月 |
|-------|-----|------|------|-------|
| 小児科 | 精神科 | 産婦人科 | 地域保健 | 選択 |

2. (特別コース) 岐阜大学病院外科研修プログラム

1年目の研修ローテーション：[岐阜大学医学部附属病院・協力型研修病院]

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|------|-----|------|------|
| 1ヶ月 | 1ヶ月 | 1ヶ月 | 1ヶ月 | 1ヶ月 | 1ヶ月 | 6ヶ月 |
| 救急 | 内科 | 小児科 | 産婦人科 | 精神科 | 地域医療 | 選択科目 |

2年目の研修ローテーション：[岐阜大学医学部附属病院・協力型研修病院]

| |
|---------------------|
| 12ヶ月（協力型研修病院は6ヶ月以内） |
| 外科 |

3. 協力型研修病院（18病院）

| | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 岐阜県総合医療センター | 羽島市民病院 |
| 岐阜市民病院 | 岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐北厚生病院 |
| 医療法人蘇西厚生会松波総合病院 | 朝日大学歯学部附属村上記念病院 |
| 岐阜県立下呂温泉病院※1, ※2 | 国民健康保険関ヶ原病院 |
| 岐阜赤十字病院 | 医療法人香徳会閔中央病院 |
| 岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院※1 | 多治見市民病院 |
| 特定医療法人厚生会木沢記念病院 | 高山赤十字病院※1 |
| 岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院 | 杉田玄白記念 公立小浜病院 |
| 医療法人社団志聖会犬山中央病院 | 国立病院機構長良医療センター※2 |

※1は2年次の地域医療研修として選択可能な病院。

※2は2年次の産婦人科研修における産科研修の協力施設

4. 協力施設（20施設）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 社団法人岐阜県労働基準協会連合会労働衛生センター | 岐阜県厚生農業協同組合連合会 揖斐厚生病院 |
| 岐阜県赤十字血液センター | 特定医療法人白鳳会鷺見病院 |
| 財団法人岐阜健康管理センター | 岐阜県西濃保健所 |
| 岐阜市保健所 | 特定医療法人録三会太田病院 |
| 社団医療法人かなめ会山内ホスピタル | 岐阜県東濃保健所 |
| 岐阜県飛騨保健所 | 郡上市国保和良病院 |
| 岐阜県岐阜保健所 | 市立恵那病院 |
| 岐阜県関保健所 | 国民健康保険上矢作病院 |
| 岐阜県中濃保健所 | 国民健康保険坂下病院 |
| 岐阜県恵那保健所 | 下呂市立金山病院 |

(2) 後期臨床研修

初期臨床研修の修了者を対象として、入局あるいは非入局のかたちで専門医療の研修や研究を行う。基本的に、各診療科において「専門医コース」と「大学院コース」が設定されており選択される。前者は学会認定の専門医取得をもって到達目標とする。非入局の場合は病院長直属枠に属することによって後期臨床研修に従事する。

平成 20 年度に、岐阜大学を含む東海 7 大学で応募した「大学病院連携型高度医療人養成推進事業」において以下のプログラムが採択されたので、同年度以降は本プログラムに基づいて後期臨床研修を実施することになった。

東海若手医師キャリア支援プログラム

選定された「東海若手医師キャリア支援プログラム」は、東海地域における 7 大学とその関連病院の医師育成システムを相互に補完しながら、当地域で研修する全ての若手医師にキャリアパスを提示し、最終的に当地域全体に専門医を充足させる取組である。実際には、ホームページ上で 7 大学の総数 300 もの研修プログラムを可視化し、研修者を個々に登録させて専門医療を指導する。

7 大学が中心となってキャリアパスを提示することで、当地域の病院で研修中のすべての研修医が幅広い選択肢を得るのみならず、大学院進学をもキャリアパスに組み込むことができる。また、当地域では 7 大学の関連病院の重複が多く、関連病院において他大学指導医からの指導を受けるなど、相互に研鑽することがより推進される。

岐阜大学病院では「キャリア形成支援センター」を卒後臨床研修センター内に設置し、コーディネーター、専任の教員、事務員を配置した。平成 20 年度末から登録作業が開始される。

7. 外来患者数及び入院患者数

(1) 外来患者数

| 区分 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 外来患者数 | 279,549 人 | 213,265 人 | 293,084 人 | 309,109 人 | 314,609 人 |
| 1 日平均患者数 | 1,136 人 | 1,040 人 | 1,201 人 | 1,262 人 | 1,284 人 |

(2) 入院患者数、病床稼働率及び平均在院日数

606 床について過去 5 年間の入院患者数、病床稼働率及び平均在院日数の推移

| 区分 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 入院患者数 | 182,060 人 | 161,655 人 | 193,877 人 | 190,197 人 | 187,715 人 |
| 病床稼働率 | 82.10% | 77.50% | 87.65% | 85.99% | 84.63% |
| 平均在院日数 | 22.24 日 | 19.66 日 | 18.02 日 | 16.07 日 | 15.34 日 |

8. 診療用施設・設備等の整備

| 導入年度 | 施設・設備等 | |
|-------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 16 年度 | デジタル X 線血管造影診断治療システム 体外衝撃波結石破碎装置 | 遠心式濃縮機システム 磁気共鳴断層診断装置 |
| 17 年度 | 人工心肺装置 眼科手術装置 | 定位脳手術装置 |
| 19 年度 | T V 会議システム 血管内超音波診断装置 全身麻酔器 | 移動型外科用 X 線装置 高解像度ビデオ電子内視鏡システム |

9. 病院経営・財務の状況

(1) 病院経営について

新病院開院以降の病院運営は、高次救命治療センター設置による急性期医療体制の整備、「都道府県がん診療連携拠点病院」「肝疾患診療連携拠点病院」「難病医療拠点病院」の指定など病病・病診連携の推進、経営改善目標として「限界利益」を設定するなど電子カルテデータを活用した部門別原価計算の導入など様々な経営改善策を行ってきた結果、医業収益は法人化前の平成15年度の102億8千万円から平成19年度136億8千万円と法人化前に比べ、34億円の増収を達成し、収支ベースでも10億7千万円の余剰金を生み出した。経費削減についても、変動費では医薬品費、診療材料費の削減を図るため、値引率の拡大や材料費削減検討WGの設置による既存物品の見直しを行い、平成16～19年度の4年間で5億4千万円の節減を図った。固定費では、契約方法・仕様書の見直しや、追録の削減、消耗品のリサイクル品との比較検討などにより、平成16年～19年度の4年間で5千万円の経費節減を図った。

しかし、平成19年度については、7：1看護体制の実施に向けた人件費増、老朽化した医療機器の大規模修理の発生や、光熱水料の値上げなど経費圧迫要因が重なり、病院収支は△2億円の赤字となった。

平成20年度については、診療報酬改定への対応も含めた対策として、①7：1看護体制の実施、②第二ICU6床の設置を行うこととしている。

また、岐阜県予防接種センターの設置、3次周産期医療機関ネットワークへの参加など地域の中核拠点病院としての機能強化も図り、運営面、医療安全・診療体制の充実を図るとともに、経費削減策についても、変動費の更なる値引率拡大、診療材料の品目数削減、ジェネリック医薬品の採用拡大や業務委託費の複数年契約などを行い、病院収支の改善を図ることとしている。

しかし、法人化時点に承継した債務が42大学病院中3番目の557億円と多額であり、その債務償還が27年度まで続くこととなるため、その病院収益に対する影響は多大であり、現行の運営費交付金算定ルールが第2中期計画まで続くとすれば、これまでのような運営改善を続けながら増収を図り、必要な病院設備の整備を行っていくことは非常に厳しい状況となっている。

(2) 財務状況

損 益 計 算 書

(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)

【附属病院】

(単位 : 千円)

| | | | |
|--------------------|------------|------------|------------|
| 経常費用 | | | |
| 業務費 | | | |
| 教育経費 | 25,243 | | |
| 研究経費 | 226,052 | | |
| 診療経費 | 11,622,575 | | |
| 受託研究費 | 80,687 | | |
| 受託事業費 | 14,622 | | |
| 教員人件費 | 2,593,960 | | |
| 職員人件費 | 4,107,144 | | |
| 一般管理費 | | 18,670,285 | |
| 財務費用 | | 142,449 | |
| 支払利息 | | 754,582 | |
| 経常費用合計 | | | 19,567,316 |
| 経常収益 | | | |
| 運営費交付金収益 | | 4,656,125 | |
| 附属病院収益 | | 13,644,798 | |
| 受託研究等収益 | | | |
| 国又は地方公共団体からの受託研究収益 | 500 | | |
| 他の主体からの受託研究収益 | 80,564 | | 81,064 |
| 受託事業等収益 | | | |
| 国又は地方公共団体からの受託事業収益 | 8,550 | | |
| 他の主体からの受託事業収益 | 6,071 | | 14,622 |
| 補助金等収益 | | 14,270 | |
| 寄附金収益 | | 82,847 | |
| 資産見返負債戻入 | | | |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 110,695 | | |
| 資産見返補助金等戻入 | 1,908 | | |
| 資産見返寄附金戻入 | 12,738 | | |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 552,872 | | 678,214 |
| 雑益 | | | |
| 研究関連収入 | 1,845 | | |
| その他 | 2,215 | | 4,060 |
| 経常収益合計 | | | 19,176,003 |
| 経常利益 | | | △ 391,313 |
| 臨時損失 | | | |
| その他臨時損失 | | 624 | 624 |
| 臨時利益 | | | |
| その他臨時収益 | | 624 | 624 |
| 当期純損失 | | | △ 391,312 |
| 当期総損失 | | | △ 391,312 |

※貸借対照表については大学法人一括管理のため作成していない。

10. 各種療法等の届出状況

厚生労働大臣が定める施設基準状況 平成 20 年 12 月 1 日現在

| 名称 | 指定月日 | 承認番号 | 名称 | 指定月日 | 承認番号 |
|----------------------------|------------------|---------------|---|------------------|----------------|
| 地域歯科診療支援病院歯科初診料 | 平成 18 年 4 月 1 日 | (地歯初) 第 6 号 | 小児食物アレルギー負荷検査 | 平成 18 年 4 月 1 日 | (小検) 第 6 号 |
| 歯科外来診療環境体制加算 | 平成 20 年 8 月 1 日 | (外来環) 第 91 号 | 画像診断管理加算 2 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (画 2) 第 7 号 |
| 特定機能病院入院基本料(一般病棟) | 平成 20 年 5 月 1 日 | (特定入院) 第 2 号 | ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 | 平成 20 年 6 月 1 日 | (ポジ) 第 9・10 号 |
| 特定機能病院入院基本料(精神病棟) | 平成 18 年 4 月 1 日 | (特定入院) 第 3 号 | CT 撮影及び MRI 撮影 | 平成 16 年 5 月 20 日 | (C・M) 第 71 号 |
| 看護補助加算(精神病棟) | 平成 18 年 4 月 1 日 | (看補) 第 166 号 | 外来化学療法加算 1 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (外化 1) 第 30 号 |
| 臨床研修病院入院診療加算(医科) | 平成 17 年 3 月 1 日 | (臨床研修) 第 15 号 | 無菌製剤処理料 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (菌) 第 40 号 |
| 臨床研修病院入院診療加算(歯科) | 平成 18 年 4 月 1 日 | (臨床研修) 第 27 号 | 脳血管疾患リハビリテーション料(I) | 平成 18 年 9 月 1 日 | (脳 I) 第 26 号 |
| 超急性期脳卒中加算 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (超急性期) 第 4 号 | 運動器リハビリテーション料(I) | 平成 18 年 4 月 1 日 | (運 I) 第 101 号 |
| 妊娠緊急搬送入院加算 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (妊娠婦) 第 8 号 | 呼吸器リハビリテーション料(I) | 平成 18 年 4 月 1 日 | (呼 I) 第 36 号 |
| 診療録管理体制加算 | 平成 18 年 4 月 1 日 | (診療録) 第 38 号 | 集団コミュニケーション療法料 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (集コ) 第 9 号 |
| 療養環境加算 | 平成 16 年 5 月 20 日 | (療) 第 12 号 | 医療保護入院等診療料 | 平成 18 年 1 月 1 日 | (医療保護) 第 16 号 |
| 重症者等療養環境特別加算 | 平成 17 年 5 月 1 日 | (重) 第 42 号 | 脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)又は脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術 | 平成 16 年 5 月 20 日 | (脳刺) 第 8 号 |
| 精神科応急入院施設管理加算 | 平成 18 年 8 月 1 日 | (精応) 第 2 号 | 人工内耳埋込術 | 平成 16 年 5 月 20 日 | (人) 第 2 号 |
| がん診療連携拠点病院加算 | 平成 18 年 9 月 1 日 | (がん拠点) 第 6 号 | ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術 | 平成 16 年 5 月 20 日 | (ペ) 第 62 号 |
| 栄養管理実施加算 | 平成 18 年 4 月 1 日 | (栄養管理) 第 22 号 | 両心室ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー交換術 | 平成 16 年 12 月 1 日 | (両ペ) 第 3 号 |
| 医療安全対策加算 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (医療安全) 第 4 号 | 埋込型除細動器移植術及び埋込型除細動器交換術 | 平成 16 年 12 月 1 日 | (除) 第 5 号 |
| 褥瘡患者管理加算 | 平成 18 年 4 月 1 日 | (褥) 第 96 号 | 大動脈バルーンパンピング法(IABP 法) | 平成 16 年 5 月 20 日 | (大) 第 30 号 |
| 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 | 平成 18 年 6 月 1 日 | (褥瘡ケア) 第 5 号 | 補助人工心臓 | 平成 16 年 12 月 1 日 | (補心) 第 4 号 |
| ハイリスク妊娠管理加算 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (ハイ妊娠) 第 13 号 | 体外衝撃波胆石破碎術 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (胆) 第 17 号 |
| 後期高齢者退院調整加算 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (後期退院) 第 17 号 | 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 | 平成 17 年 4 月 1 日 | (腎) 第 25 号 |
| 地域歯科診療支援病院入院加算 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (地歯入院) 第 6 号 | 同種死体腎移植 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (腎移) 第 1 号 |
| 救命救急入院料 | 平成 16 年 11 月 1 日 | (救) 第 23・24 号 | 生体腎移植術 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (生腎) 第 1 号 |
| 特定集中治療室管理料 | 平成 16 年 11 月 1 日 | (集) 第 10 号 | | | |
| ウイルス疾患指導料 | 平成 18 年 4 月 1 日 | (ウ指) 第 1 号 | | | |
| 高度難聴指導管理料 | 平成 16 年 5 月 20 日 | (高) 第 68 号 | | | |
| 糖尿病合併症管理料 | 平成 20 年 7 月 1 日 | (糖管) 第 13 号 | | | |
| 地域連携診療計画管理料、地域連携診療計画退院時指導料 | 平成 20 年 6 月 1 日 | (地連携) 第 50 号 | | | |
| 薬剤管理指導料 | 平成 16 年 5 月 20 日 | (薬) 第 93 号 | | | |
| 医療機器安全管理料1 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (機安 1) 第 7 号 | | | |

厚生労働大臣が定める施設基準状況 平成 20 年 12 月 1 日現在

| 名称 | 指定月日 | 承認番号 | 名称 | 指定月日 | 承認番号 |
|--------------------------|------------------|----------------|---|------------------|---------------|
| 歯科治療総合医療管理料 | 平成 18 年 4 月 1 日 | (歯総医) 第 372 号 | 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6 (医科点数表第 2 章第 9 部の通則 4 を含む。) に掲げる手術 (手術は別掲) | 平成 20 年 4 月 1 日 | (通手) 第 100 号 |
| 血液細胞核酸増幅同定検査 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (血) 第 12 号 | 歯周組織再生誘導手術 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (GTR) 第 31 号 |
| 検体検査管理加算 (I) | 平成 20 年 4 月 1 日 | (検 I) 第 136 号 | 麻酔管理料 | 平成 16 年 5 月 20 日 | (麻管) 第 49 号 |
| 検体検査管理加算 (III) | 平成 20 年 4 月 1 日 | (検 III) 第 29 号 | 放射線治療専任加算 | 平成 16 年 5 月 20 日 | (放専) 第 7 号 |
| 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (血内) 第 6 号 | 高エネルギー放射線治療 | 平成 16 年 5 月 20 日 | (高放) 第 11 号 |
| 人工臍臍 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (臍) 第 3 号 | 直線加速器による定位放射線治療 | 平成 16 年 8 月 1 日 | (直定) 第 2 号 |
| 長期継続頭蓋内脳波検査 | 平成 16 年 5 月 20 日 | (長) 第 6 号 | 補綴物維持管理料 | 平成 16 年 5 月 20 日 | (補綴) 第 1120 号 |
| 神経学的検査 | 平成 20 年 7 月 1 日 | (神経) 第 23 号 | 歯科矯正診断料 | 平成 18 年 4 月 1 日 | (矯診) 第 14 号 |
| 補聴器適合検査 | 平成 16 年 5 月 20 日 | (補聴) 第 6 号 | 顎口腔機能診断料 (顎変形症 (顎離断等の手術を必要とするものに限る) の手術前後における歯科矯正に係るもの) | 平成 18 年 6 月 1 日 | (顎診) 第 13 号 |
| コンタクトレンズ検査料 1 | 平成 20 年 4 月 1 日 | (コン 1) 第 199 号 | 入院時食事療養 (I) | 平成 18 年 4 月 1 日 | (食) 第 279 号 |

(別掲)

| 名 称 | | 届出月日 | 承認番号 |
|--|---|--|-----------|
| 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。）に掲げる手術 | | 平成20年4月1日 | （通手）第100号 |
| 区分1 | ア | 頭蓋内腫瘍摘出術等 | |
| | イ | 黄斑下手術等 | |
| | ウ | 鼓室形成手術等 | |
| | エ | 肺悪性腫瘍手術等 | |
| | オ | 経皮的カテーテル心筋焼灼術 | |
| 区分2 | ア | 靭帯断裂形成手術等 | |
| | イ | 水頭症手術等 | |
| | ウ | 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等 | |
| | エ | 尿道形成手術等 | |
| | オ | 角膜移植術 | |
| | カ | 肝切除術等 | |
| | キ | 子宮附属器悪性腫瘍手術等 | |
| 区分3 | ア | 上顎骨形成術等 | |
| | イ | 上顎骨悪性腫瘍手術等 | |
| | ウ | バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉） | |
| | エ | 母指化手術等 | |
| | オ | 内反足手術等 | |
| | カ | 食道切除再建術等 | |
| | キ | 同種死体腎移植術等 | |
| 区分1～3 以外 | ア | 人工関節置換術 | |
| | イ | 乳児外科施設基準対象手術 | |
| | ウ | ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 | |
| | エ | 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術 | |
| | オ | 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥疊切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術 | |

11. エイズ拠点病院としての診療体制

当院は、HIV感染症・エイズ診療に関しては万全の受け入れ体制をとっている。昭和63年に岐阜県としては第一例目となる血友病患者におけるエイズ症例を経験して以来、これまでに約70例の診療経験があり、岐阜県の過半数のHIV・エイズ患者の診療を担当している。エイズ診療そのものは、当初は第一内科で、病院移転後の平成16年からは血液感染症内科にて担当しているが、診療上必要に応じて、他科の全面的な協力のもとあらゆる診療科への受け入れも可能となっている。また、針刺し事故などの感染対策上の観点から生体支援センターと協力体制も万全である。

HIV治療は近年急激に進歩しており、エイズは致死的な病気ではなく慢性疾患として捉えられるようになってきている。それゆえHIV診療にとって重要なことは、医師による診療のみならず、患者の身体的・精神的ケアであり、看護師による診療サポート、薬剤師による服薬支援、専門カウンセラーによるカウンセリング体制の整備などが求められ、これらの充実化も順調に進んでおり、その体制はほぼ確立した。

一方、エイズ診療に関する総合的医療の提供と当地区の他の医療機関への情報提供、医療従事者教育などを目的に、当院は平成7年5月に岐阜県のエイズ拠点病院の指定を受け、さらに平成19年12月には岐阜県エイズ治療中核拠点病院の指定を受けた。これに基づき平成19年12月に岐阜大学医学部附属病院エイズ対策推進センターが設置され、血液感染症内科中心の診療のみならず、院内外への教育・研修活動、情報提供活動なども進めている。

今後、岐阜県のさらなるエイズ診療における全人的医療体制の整備を目指し、職員へのHIV感染症の正しい知識の浸透と診療技術向上を推進するとともに、ブロック拠点病院あるいは地域の他の医療機関との連携などをより一層充実化させていく予定である。

12. 医療関連（院内）感染対策

医療関連感染対策については、平成9年4月創設の感染対策室を実行機関として、審議機関である院内感染対策委員会（現：院内感染対策専門委員会）およびその下部組織であるMRSA院内感染対策専門部会（現：院内感染対策小委員会）と緊密に連絡をとりながら行ってきた。平成14年4月からは、同室を栄養管理や褥瘡対策、リスクマネジメントの機能をあわせもつ「栄養管理・感染制御サポートセンター」（院内措置）として発展的に解消し、平成15年4月からは名称を「生体支援センター（NST/ICT）」と変え、正式に中央診療部門のひとつとして独立した。なお、平成20年4月からは予防接種部門（岐阜県から委託された予防接種センターとして）を、さらに平成20年10月からは呼吸療法支援部門（RST）を増設し、より広範囲の横断的診療支援を行っている。

当センター感染制御部門、すなわちICTの使命を列挙すると、①院内感染発生状況調査（サーベイランス）およびアウトブレイクの早期発見と対応（最優先業務）、②「感染症管理システム」を用いた全電子化サーベイランス、③院内感染対策ガイドラインの作成・更新（最新版；平成17年1月発行「岐阜大学医学部附属病院感染対策ガイドライン Ver. 2.1. 2006」、現在改訂作業中）、④感染症クリニックおよび病棟巡回、⑤教育・広報活動、⑥職業感染（針刺し事故等）防止対策、⑦学会・研究活動、⑧国立大学医学部附属病院感染対策協議会への参加、⑨厚生労働省院内感染サーベイランス事業への参加、⑩岐阜県内の病院感染対策の規格統一および情報交換、病診連携などを目的とした「岐阜院内感染対策検討会（年2回）」の企画・実施など多岐にわたっている。また炭疽などのバイオテロ対策やSARS・新型インフルエンザ対策などの迅速対応も担当してきたが、今後、ますます医療が高度・複雑化し、病院感染のリスクが増すとともに新たな新興・再興感染症への対応がさらに重要化することが予想され、ICTの業務範囲は拡大し続けている。さらに独立行政法人化、包括医療などの背景を考慮すると、感染制御による医療経済効果やリスクマネジメントの追求が病院運営にとっても重要な課題であることは以前と変わりない。

現在、ICTの構成員は生体支援センター長（兼務、日本感染症学会感染症専門医およびICD制度協議会（日本感染症学会推薦）ICD；Infection Control Doctor）1名、ICT専任教官（内科および外科、ICD）2名、専任教官として医学部微生物・バイオインフォマティックス部門の教官1名（ICD）、生命科学総合実験センター嫌気性菌実験分野の教官1名（ICD）、外科系診療科2名（泌尿器科ICDおよび胸部外科）、高次救命治療センター教官1名（ICD）、医療安全管理室教官1名、GRM1名（看護師長）、検査部2名（1名はICD）および薬剤部の職員2名（いずれもICD）、栄養管理室長1名および技能補佐員1名の合計18名となっている。このうち、センター長および専任教官、内科専任教官、泌尿器科教官、薬剤部主任の5名はICTの中でもスペシャリストとして、より高度な業務を担当している（S-ICT）。

このように、専任職員を含めた多職種によるチーム医療活動が ICT 活動としても展開されてはいるものの、以下の課題を指摘せざるを得ない。

- (1) 現在 ICD の学会認定を受けているメンバーは多職種の 9 名在籍しているものの、すべて専任での活動はできていない。また専任教官 2 名は登録されているが、実質的には母体分野の仕事を 90%以上、当センターでの業務量は 10%以下である。これらのことは、いくらマニュアルを整備してあっても、アウトブレイクや現場での個々の感染事例に対してきめ細やかに対応することには限界がある。また 1 名の専任看護師長 (ICN) には多大な負担がかかっていることも大きな問題点である。
 - (2) さらに支援メンバーの業務内容は、結果的に月 1 回の ICT 会議に参加することと、生体支援センターセミナーなどへの協力に限定されている。本来は多職種による ICT メンバーが診療現場にラウンドして対策を講じる形こそ望ましい活動が期待できると考えられる。とくに臨床検査技師、薬剤師、事務官の業務内容をより明確にして、それぞれの得意とする業務を如何なく発揮できるように、時間の保障と成果責任の明確化など、中央診療部門の一つとして組織的にも充実すべきである。とくに事務官については専門的知識や経験も重視されるため、より長期に専任担当することが望ましい。
 - (3) 結論的には現状では中央診療部門というには業務量の多さ、多彩さを考慮すると余りにも組織的体制が不十分であるという点が大きな問題点である。メンバー任命体制も含め、早急に見直しが必要である。
 - (4) 抗菌薬の適正使用、感染症診療のレベルアップが課題であり、これもコンサルテーション、インバーベンションといった感染症診療への ICT による介入システムを確立すべき時期に来ている。
 - (5) 感染対策は、上記 ICT やマニュアルの充実のみではほとんど意味がない。職員のレベルアップを継続的にはかるべきであり、卒前教育も含めた教育・研修体制を改善しなければいつまでもリスクは減少しない。したがって他の領域（医療安全など）も含め病院全体として事務方が管理する研修管理体制の確立が望まれる。医療監視や病院機能評価への対応面でもこの体制の確立は急務と思われる。
 - (6) これも他の領域と同様のことであるが、院内での情報伝達体制が全くと言ってよいほど不十分である。感染制御に大きな力を発揮するのはまずは「情報共有」と言い切ってよい。リンクドクターやリンクナースのみではなく、外部委託業者職員も含め、すべての職員に迅速かつ適切に「情報共有」がなされるように院内情報伝達体制のインフラ整備が望まれる。
- いずれにせよ、各種事例に迅速かつ的確に対応しながら、診療科横断的に院内で頼りにされる ICT として貢献できるべくさらなる精進をしていきたい。

13. 医療安全対策

概要

医療安全管理室は、平成 14 年 4 月に院内に専任リスクマネジャー（専従看護師長）1 名が配置されたことを契機に、院内の医療安全対策の実務機関として発足したが、社会的な医療安全へのニーズの高まりや、平成 18 年の医療法改正を背景に、平成 19 年 10 月からは教育職員（医師）1 名を専従配置し、一層の体制強化を図ったところである。現在の室員構成は、室長（医療安全担当副院長）、副室長（専従医師）、専任リスクマネジャー（専従看護師長）、病棟医長会議議長、外来医長会議議長、薬剤部副部長 1 名、看護師長 2 名、医療サービス課長補佐 1 名、専従非常勤事務職員 1 名の計 10 名

で構成されている。医療安全管理室は、院内組織上、診療科、中央診療施設等、事務部門からは独立した機関として位置づけられている。主な業務は、組織横断的に院内の安全管理を担い、医療事故防止及び医療の安全性に関し医療安全管理室の決定事項を実施するとともに、安全管理に関する調査、分析、指導等を行うことである。

医療安全管理委員会は、医療安全管理対策及び医療事故防止に関する重要事項の審議を行う常設の委員会である。具体的には、医療の安全管理対策の検討及び推進、医薬品・医療機器等の安全管理と取扱い、医療安全管理のための職員研修、医療事故及びインシデント報告に関する情報収集及び分析、医療安全マニュアルの作成等に係る医療安全管理室からの報告及び提案について審議する。

また、平成 19 年 4 月に制定された岐阜大学医学部附属病院の憲章・基本戦略では、(4) 医療安全基本戦略として、

- ・患者参加型の医療安全対策を推進する。
- ・自ら進んで医療講習会に参加し、医療安全に関する意識と知識を高める。
- ・医療安全向上のための改善策を、積極的・速やかに取り入れ実践する。
- ・積極的にインシデントレポートを提出する。
- ・医療職種間のコミュニケーションを円滑化する。
- ・マニュアルを常に見直し周知徹底を図る。

の 6 項目の行動目標が定められた。平成 19 年 10 月からは「岐阜大学医学部附属病院医療安全管理指針」が病院ホームページに掲載され、誰でも自由に閲覧できる。

このほか、医療法改正に伴い、平成 19 年 4 月から医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者が置かれることとなり、医薬品の安全使用のための業務手順書や医療機器安全管理マニュアルが策定されている。

(1) インシデント報告とその対策

インシデント (incident) は「患者の診療やケアにおいて、本来あるべき姿から外れた行為や事態の発生」を意味し、全ての病院職員には積極的な報告が義務付けられている。医療安全管理室ではこれら院内随所からのインシデント報告を受け、必要な事例については追加で聞き取り調査を実施し、あるいは集計した上で統計処理や分析を行っている。平成 19 年度の総報告件数は 1624 件で、前年度と比較し 114 件 (7.5%) の増加であった。これらのインシデント報告は、医療安全管理室員会議（毎週水曜日開催）でレビューし、重要事例の抽出やインシデントレベルの検討、追加調査の必要性の有無、対応方針等を検討している。また、緊急性の高いものについては医療安全管理室と当該部署のリスクマネジャー間で情報交換の上、安全対策を実施している。医療安全管理室内で検討された対応方針や実際に実施した安全対策については、医療安全管理委員会（月 1 回開催）において審議され、その結果については科長会、医局長等外来医長・病棟医長合同会議、リスクマネジャー会議等で報告し、また、医療安全管理室ニュースを発行して職員に周知している。

日本医療機能評価機構への報告するべき事例は、基本的には国立大学医学部附属病院医療安全管理協議会で提示されている身体影響レベル 3b 以上としており、レベルの最終確定は医療安全管理室で行っている。

病院としての対応が必要な事例については、医療安全管理室から病院長へ速やかに報告して医療事故対策委員会の招集を求め、その後の対応を協議している。平成 18 年 5 月以降、外部委員を加えた医療事故調査委員会を開催するような重大事例は発生していないが、病院長の指示に基づき拡大医療安全管理室員会議を招集し調査・検討した事例は毎年 1 ~ 2 件程度発生している。

(2) 医療安全に係る職員教育

医療安全に係る研修は、医療安全管理室が中心となって、従来から医療法に定められている年2回の全職員を対象とした研修、新規採用者対象の研修、中途採用者対象の研修等を実施している。これまで研修当日に都合のつかない職員については、研修をビデオに録画しそれを後日上映するなどして対応していたが、平成20年度は、生体支援センター感染制御部門と合同で月曜日～金曜日まで5日間同一の研修を連日実施し、さらに非常勤職員を対象とした追加研修も実施して受講率の向上を図っている。研修の内容としては院内で発生したインシデント事例や新たに医療安全管理委員会で取り決めた安全対策の紹介を中心に行っている。また、研修医のみを対象とした研修を年度末に実施している。さらに、平成20年度は医療安全全国共同行動の、「行動目標5：医療機器の安全な操作と管理(a)輸液ポンプ・シリンジポンプの安全管理」にエントリーしたこともあり、新採用時のほか、看護部を中心に希望する職員に対して別途実技研修を実施している。このほか人工呼吸器に関しては生体支援センターRST、その他の医療機器については医療機器センター、医薬品に関しては薬剤部と連携して研修を行っている。

(3) 院内ラウンド

平成20年度から、おおむね週1回の院内ラウンドを実施している。院内ラウンドでは、医療安全上問題のある行為や状態の有無の確認や、救急カードや医療機器の点検状況の確認、インシデント報告内容の確認、事故の恐れのある医療機器の回収、医薬品の管理状況の確認等を実施している。院内ラウンドで収集した情報は、医療安全対策の立案や対策の実施状況の確認に役立っている。

(4) 医療安全マニュアルの策定

平成12年6月に「医療事故等防止マニュアル 患者中心・患者主体の医療を目指して」が発行され、その後平成16年度からは「医療安全マニュアル」と改題し、毎年度ごとに全体的な見直しを図っている。また「医療安全マニュアル」には医療安全管理委員会で審議決定されたさまざまな安全対策を速やかに反映するため、院内に配布されているバインダー内の内容は隨時差し替えて最新の状態を保つようにしている。また、「医療安全マニュアル」は院内すべての電子カルテ端末上からも参照できる。

(5) ニュース・トピックスの発行

医療安全管理室からの情報発信として、平成19年度は医療安全委員会ニュースを6回、医療安全トピックスを23回発行した。

(6) 国立大学病院間相互チェック・医療法第25条による立入検査

平成18年度に一時中断した国立大学附属病院間での「医療安全・質向上のための相互チェック」は、平成19年度から再開され、国立大学医学部附属病院医療安全管理協議会で指定された担当大学が当院の医療安全の実施状況を確認している。また、東海北陸厚生局、岐阜県、岐阜市保健所が共同して行う「医療法第25条による立入検査」においても、近年は医療安全に関する確認事項が増加している。これらで指摘を受けた項目の中で、医療安全管理室で対応すべきものについては改善策を検討し、医療安全管理委員会に諮った上で実施している。

自己評価

評価

医師の専従担当者が配置されマンパワーが増加したことにより、従来から求められていた種々の活動がようやく少しづつ実施できるようになってきた点は評価できる。また、このところ医療事故が原因で死亡した患者がないことは幸いであるが、他の施設と比較してインシデント報告件数が少なく、最近伸び悩んでいることについては極めて遺憾である。

現状の問題点及びその対応策

インシデント報告の報告件数は、すなわち職員の医療安全に対する意識を示していることにはかならず、これについて改革を行うには粘り強く研修等の啓蒙活動を推進していく以外ない。また、各部署のリスクマネジャーへの教育については、これまで手つかずの状態が続いている。特に各診療科医師のリスクマネジャーに対してどのように必要な資質を身につけさせるかは大きな課題である。医師不足を背景に非常に多忙な状態に置かれている彼らの目を医療安全に向けさせることができれば、確実に医療事故防止につながると考えられる。また、専任リスクマネジャーの後任育成も重要な課題である。

今後の展望

医療安全基本戦略や医療安全管理指針に基づいた職員一人一人の医療安全思想の定着を目指すため、今後も講習会等の地道な活動が基本である。それによってインシデント報告件数が増加し、重大事故の発生を防止することにつながる。また、医療安全管理委員会において、医療安全基本戦略の行動目標のうちこれまであまり取り組まれてこなかった、患者参加型医療安全対策の推進と医療職種間のコミュニケーションの円滑化についての議論を深め、実効性のある具体案を策定・実践して、これらの行動目標が実現できるように取り組む。

14. 入院基本料・入院時食事療養の状況

(1) 入院基本料

| 区分 | 基本料の別 | 届出年月日 | 備考 |
|-------------------|--------------|-----------------|-----------------------------|
| 一般病床 病床数 569 床 | 特定機能病院（7：1） | 平成 20 年 5 月 1 日 | |
| 精神病床 病床数 37 床 | 特定機能病院（15：1） | 平成 18 年 4 月 1 日 | 看護補助加算 2 平成 18 年 4 月 1 日 |

(2) 入院時食事療養

| 区分 | 届出年月日 |
|------------|-----------------|
| 入院時食事療養（I） | 平成 18 年 4 月 1 日 |

15. 病院ボランティア

患者サービスの向上のために平成 10 年 4 月に開始した病院ボランティア活動は、平成 20 年に 10 年を迎え、現在に至っている。活動登録者は平成 20 年 12 月現在 49 名であり、院内案内、患者搬送の介助、車椅子等の清掃・修理、病棟での病衣の配布等スタッフの手伝い、院内図書室の図書整理、

各種イベントの手伝い等、その活動は多岐にわたり、病院の中で欠くことのできない存在となっている。

ボランティア間の交流と活動の充実のために、院内にボランティア控室が設置されている。また、リーダー・曜日リーダーを中心としたボランティアとの意見交換会を年に数回行い、院内外の研修にも積極的に参加させ、質的向上を図っている。

16. 院内学級

院内学級は、岐阜県教育委員会及び岐阜市教育委員会との協議を経て、岐阜市立京町小学校、同伊奈波中学校の病弱児学級として位置付けられ、平成8年4月に旧病院の小児科病棟の一部を改装、転用して開設した。院内学級は「むくのき学級」と名付けられた。

病院の新築・移転を契機に、新病院4階の小児科病棟に小学校教室35m²、中学校教室17m²、職員室19m²の院内学級を新たに設け、併せて設備の充実を図り、岐阜市教育委員会との間で「岐阜大学医学部附属病院の入院児童・生徒に対する義務教育の実施に関する協定書」を締結し、開設した。

この院内学級は、岐阜市立黒野小学校、同岐北中学校の病弱児学級と位置付けられ、平成21年1月現在小学校教室3人、中学校教室2人の児童・生徒が在籍している。

17. 院内図書室

入院患者やその家族が利用できるよう院内図書室が平成10年4月に開設された。平成16年6月の本院移転後は、病棟9階に開設され、景観がよく、患者が読書を楽しむというだけにとどまらず、家族等の憩いの場所としての役目も大いに果たしている。

図書は、入院されていた患者やスタッフ等多くの方から寄贈され、絵本、児童図書、コミックス、小説、随筆、評論、辞書等多岐にわたり、ボランティアにより図書の整理が行われている。また、医学・看護に関する情報を得てもらえるよう、家庭の医学関係の図書を購入し、充実を図っている。

18. 医薬品の臨床試験の実施方針

医薬品の臨床試験（治験）は、新薬の開発を通じ、医療や医学の発展に大きく貢献しており、特定機能病院として高度な医療を提供する大学病院は、治験を実施する医療機関として重要な役割を担っている。

治験は、平成9年4月に施行された医薬品の臨床試験の実施に関する基準（新GCP）を遵守し、安全性、有効性及び治験データの信頼性が確保して行われる必要がある。当病院においても、このことを十分に認識し、倫理的な配慮のもとに科学的にまた適正に治験を実施しているところである。

当病院においては、治験を円滑に実施するために、平成14年4月に治験管理室を発展的に解消し、治験管理センターを院内措置で設置、さらに平成14年度までは併任の治験コーディネーター（薬剤師、看護師各1名）の配置のみであったが、平成15年4月から専任の治験コーディネーターを配置し、現在、薬剤師2名、臨床検査技師1名を配置している。

専任の治験コーディネーターの配置により、治験責任医師、治験分担医師、治験協力者等及び被験者とその家族との連絡・調整を行う体制が十分とは言えないまでも整備することができた。また、治験コーディネーターによる治験実施計画のスケジュール管理も一部行えるようになったが、今後、より一層円滑に治験を実施するために更なる治験実施体制及び治験コーディネーターの整備を図る必要がある。

また、治験の受入れや実施を円滑に推進するため、治験依頼者や患者さんへのホームページを整備した。

平成 20 年度には、治験の受入件数促進のため、治験セミナーを開催し、治験分担医師数の増加促進を図った。今後も、治験受入件数増加に向け、治験受入体制の有効な整備、各診療科へ治験受入の促進、治験依頼者へ治験依頼の促進を図っていく予定である。

19. 広報

(1) 専門医の取り組み

平成 17 年 7 ~ 8 月に診療科別に実施した病院長ヒアリングの際各診療科から提出願った調査表を基に、医師の疾病に対する取り組みや専門医の取り組み状況について、平成 18 年 2 月に大学病院ホームページ上で公開した。

(2) ホームページの充実

医学系研究科・医学部情報委員会に平成 17 年 11 月に設置した附属病院部会で検討の結果、附属病院の公式ホームページを見直し・充実させることになり、ホームページの体裁、検索機能の改善、専門医等の検索機能の追加、サイトマップ・プライバシーポリシーの表示など、ホームページのリニューアルを行った。

(3) 広報誌「鵜舟」の再刊

附属病院広報誌「鵜舟」は、平成 12 年 3 月 1 日に創刊号を発行し、第 6 号（平成 16 年 3 月 1 日発行）をもって発行を一時休止していた。新病院の新築移転期間中は、「岐阜大学医学部及び医学部附属病院広報委員会ニュース」を発行し、移転の情報を中心に広報していた。

新病院が開院し運営が軌道に乗り、病院情報を内外に発信することは法人化後の病院運営にとって重要であるため、医学系研究科・医学部情報委員会に附属病院部会を設置し、病院広報について検討の結果、附属病院の公式ホームページの充実と併せて、附属病院広報誌「鵜舟」を年最低 2 回発行することとし、平成 21 年 3 月現在第 12 号まで発刊している。